

# 平成27年度 個人市県民税の主な変更内容

## 1. 住宅借入金等特別控除の延長、控除限度額の拡充

期限を平成26年1月1日から平成29年12月31日までの4年間延長するとともに、この内、平成26年4月～平成29年12月までに居住用に供した場合、控除限度額の拡充がされることとなりました。所得税は平成26年分から、個人住民税は平成27年度から適用されます。

	居住年	個人住民税の控除限度額
現行	平成26年3月31日までに入居された方	所得税の課税総所得金額等×5% (最高97,500円)
		●控除限度額の内訳 市民税58,500円(課税総所得金額等の3%相当額) 県民税39,000円(課税総所得金額等の2%相当額)
延長・拡充	平成26年4月1日から平成29年12月31日までに入居された方	所得税の課税総所得金額等×7% (最高136,500円)
		●控除限度額の内訳 市民税81,900円(課税総所得金額等の4.2%相当額) 県民税54,600円(課税総所得金額等の2.8%相当額)

※控除期間は10年

● [リンク/平成26年分 所得税の改正のあらまし\(平成26年4月\)\(PDF/531KB\)](#) (国税庁ホームページ)

[/財務省のホームページ\(住宅ローン減税制度の概要\)](#)

## 2. 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る本則税率の適用等について

所得税は平成26年分、住民税は平成27年度から本則税率20%が適用されます。

確定申告において適用される税率

		平成22年度～26年度まで	平成27年度以降
申告分離課税	合計	10%	20%
	内訳	所得税 7%	所得税 15%
		住民税 3% (市民税1.8% 県民税1.2%)	住民税5% (市民税3% 県民税2%)
総合課税	所得税	累進税率	
		所得税5%～40%(平成27年分から最高税率は45%)	
	住民税	比例税率	
		10%(市民税6% 県民税4%)	

※上場株式等の譲渡所得に係る税率は上記表の申告分離課税に同じ

### 住民税配当割・株式譲渡所得割額の控除額の変更

上場株式の配当・譲渡所得（源泉徴収選択特定口座）については、平成25年12月31日までは10パーセントの軽減税率により、住民税3パーセントが所得税と併せ源泉（特別）徴収されています。このため、確定申告は不要とされていますが、納税者の選択で確定申告をした場合、翌年度の住民税所得割から配当割・株式等譲渡所得割を税額控除します。また、平成26年1月から20パーセントの本則税率が適用されるため、確定申告をした場合、**平成27年度から5パーセントで徴収された額**となります。

所得税	平成25年分まで	平成26年分以後
住民税課税年度	平成26年度まで	平成27年度以後
税額控除額	軽減税率 3%	本則税率 5%

### 3. 非課税口座内の小額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置

個人の株式市場への参加を促進する観点から、20歳以上（口座開設の年の1月1日現在）の居住者等を対象として、平成26年から平成35年までの間に、年間100万円を上限として非課税口座で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間非課税になります。

### 4. 譲渡損失に係る損益通算等の改正（生活に必要な資産の追加）

譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として**趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）**が追加されました。これにより、ゴルフ会員権等の譲渡損失については、総合課税において、他の所得との損益通算が適用できなくなりました。

<適用関係> **平成26年4月1日以後の資産の譲渡**等により生ずる損失の金額及び同日以後の災害等により生ずる損失の金額について適用されます。